平成２２年（フ）第３２０２号
東京都板橋区南町24―11　太田荘６
債務者　細沼　文夫
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２０７号
東京都江戸川区新堀２丁目14―15―102
債務者　加賀谷　忠
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２１６号
東京都江戸川区清新町１丁目４－１―206
債務者　丹治　喜恵
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３０９号
東京都足立区扇２丁目39―12―307
債務者　中田みゆき
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３１２号
千葉県松戸市小金原３丁目18―９―103
債務者　畠山　市子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３１４号
東京都台東区下谷３丁目17―12―404
債務者　金　　景詰
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３１６号
東京都北区豊島５丁目５－６―935
債務者　加藤美佐子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３３９号
東京都新宿区下落合３丁目12―28―1001
債務者　後藤恵津子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３４０号
東京都杉並区下井草３丁目27―12―101
債務者　高橋　健吾
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３４６号
神奈川県川崎市川崎区四谷下町25―５―315
債務者　千原　則子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３４７号
埼玉県新座市畑中１丁目11―24
債務者　二反田茂一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３４８号
東京都足立区西綾瀬２丁目６―20―Ａ505
債務者　渡邉　　剛
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３４９号
東京都墨田区業平４丁目４－４　小橋方
債務者　関口　照雄
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３５０号
東京都江東区亀戸７丁目32―６
債務者　加藤　涼子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３５６号
東京都葛飾区亀有３丁目８－２―601
債務者　豊原　記子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３６０号
東京都国分寺市東元町１丁目19―27
債務者　藏中　栄治
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部